

太子町建設工事入札参加者選定要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格審査、資格格付、指名基準等については財務規則（平成4年規則第17号）及び昭和58年太子町告示第8号「建設工事等の競争入札事務取扱要綱」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、町が発注する土木工事及び建築工事（以下「工事」という。）に適用する。

(資格審査及び資格格付事務)

第3条 入札参加資格者の資格審査及び資格格付に関する事務は、財政課長が行う。

第2章 資格審査

(資格審査)

第4条 入札参加資格者の資格審査は、次の事項について工事の種類ごとに行う。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可の有無
- (2) 建設業法第27条の2第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目
- (3) 工事に必要な機器等の所有状況等

第3章 資格格付

(格付等級)

第5条 一般土木、アスファルト舗装の各工事についての入札参加資格者は、建設業法第27条の23の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果の数値（以下「経審数値」という。）で、別表第1の格付表により等級区分に格付（以下「格付等級」という。）する。

(発注対応工事金額の範囲)

第6条 格付等級に対応する工事の契約予定金額の範囲（以下「発注対応工事金額」という。）は別表第2を基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町内に本店を有する者及び町内にある支店、営業所等に入札事務等を委任し、かつ、本町の法人町民税の申告をしている者（以下「町内業者」という。）は、格付等級のA等級については1等級下位の工事に参加させることができ、その他の等級については1等級上位の工事に参加させることができる。ただし、一般土木工事において町内に本店を有する者は、格付等級のA・B・C等級については2等級下位、D等級については1等級下位の工事に参加させることができる。
- 3 入札参加資格者について格付をしない工事にあつては、経審数値をもって格付等級に代えるものとし、発注対応工事金額の範囲は特に定めない。

(共同企業体)

第7条 共同企業体の入札参加資格者に必要な資格については、工事ごとにその都度定める。

(資格者名簿の作成及び整理)

第8条 財政課長は、財務規則第127条第2項の規定に基づき入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成する。なお、入札参加資格者について、変更届及び承継申請を受理したときは、その都度資格者名簿を整理しておくものとする。

第4章 指名基準

(指名要素)

第9条 入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定しなければならない。

(1) 入札参加資格

- ア 資格者名簿に登載されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に基づく資格制限期間中の者でないこと。
- ウ 建設業法第28条に基づく営業の停止処分期間中の者でないこと。
- エ 町の指名停止基準（平成6年7月15日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(2) 当該工事に対する技術的適性

ア 当該工事を施工するために必要な主任技術者又は監理技術者の有資格技術職員を有していること。

イ 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。

(3) 町工事の工事成績

ア 前年度の平均工事成績が70点未満にあつては指名しないことができる。

イ 当該年度に完成した工事の成績が1件70点未満である場合は指名しないことができる。

ウ 町発注工事に係る施工管理が不適切なものは指名しないことができる。

(4) 手持工事の状況

工事の手持状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に判断すること。

(5) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 町発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。

イ 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結状況及び建設業厚生年金基金又は建設業労働災害補償共済制度への加入状況を尊重すること。

(6) 当該工事の地域性等

中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

(7) 経営内容の状況

金融機関からの取引停止に至らないが、経営状態が客観的に不健全であると認められる者は指名しないものとする。

(8) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無

次の事項に該当する者は指名することができない。

ア 建設工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者としての下請負契約関係が不適切である者

ウ 入札参加資格制限及び指名停止に該当しない者にあつても、著しく社会的信用を失墜させ、又、誠実性に欠ける行為を行った者

(入札参加者数)

第10条 入札参加者の指名に当たっては、資格者名簿に登載された者の中から工事1件について、次に掲げる工事規模の区分に応じておおむね次のとおり選定する。

ただし、特別な技術を要する場合は、この限りでない。

- | | |
|------------------------|----|
| ① 10,000千円未満 | 4人 |
| ② 10,000千円以上30,000千円未満 | 6人 |
| ③ 30,000千円以上 | 8人 |

(複合工事の入札参加者)

第11条 2種類以上の異なる工事種類を併せて1件の複合工事として発注する場合の入札参加者の指名に当たっては、当該工事の全体額に占める工事種別金額の比率を勘案し、比率の高い工事種類を対象として選定する。

(指名の特例)

第12条 災害復旧工事、補修工事等で急施を要するなど特に必要と認められるものについては、等級外の入札参加資格者の中から指名することができる。

2 特殊な工事で資格者名簿の区分により難しい工事の入札参加者の指名に当たっては、入札参加資格者の中から、特殊な工事に対応できる技術力及び信用力のある者を選定する。

第5章 雑則

(随意契約による見積参加者の選定)

第13条 随意契約による場合の見積参加者の選定は、原則としてこの要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

別表第1 格付表

	等 級				
	A	B	C	D	E
一般土木工事	1030～	830～1029	685～829	595～684	～594
アスファルト舗装工事	860～	600～ 859	～599		

別表第2 発注対応工事金額範囲

(単位：千円)

	等 級				
	A	B	C	D	E
一般土木工事	60,000以上	30,000以上 150,000未満	7,000以上 50,000未満	3,000以上 20,000未満	7,000未満
アスファルト舗装工事	20,000以上	5,000以上 30,000未満	10,000未満		